

箕面市指定給水装置工事事業者

申請のご案内

- ◆ 箕面市水道事業給水条例の適用される区域内における給水装置の工事は、箕面市水道事業給水条例第5条1項により指定を受けた者が施行することとなっています。
- ◆ この「指定」を受けるための手続きは、以下のとおりです。

【提出書類】

	個人		法人		備 考	
	当初	変更	当初	変更		
① 「指定給水装置工事事業者指定申請書」(様式第一)	○	—	○	—	表面と裏面があります(両面とも記入してください)。	
② 「機械器具調書」(別表)	○	—	○	—	判りやすく、丁寧に記入する。	
添 付 書 類	③ 「誓約書」(様式第二)	○	○	○	○	
	④ 「住民票」の写し	○	○	—	—	発行日から3ヶ月以内のものを添付して下さい。又は登録原票記載事項証明書を添付して下さい。
	⑤ 「定款」の写し	—	—	○	○	直近のものを添付して下さい。また、財団法人の場合は「寄附行為」の写しを添付して下さい。文面の最後に、日付と写しに相違ないことを誓う文言を入れ、会社の住所・名前・代表者氏名と押印をする。
	⑥ 「登記簿謄本」又は「記載事項証明書」	—	—	○	○	発行日から3ヶ月以内のものを添付して下さい。
	⑦ 「給水装置工事主任技術者免状」の写し	○	—	○	—	選任される方の氏名・免状番号を確認できるものが必要となります(免状・技術者証のコピー等)。
⑧ 「給水装置工事主任技術者選任・解任届出書」(様式第三)	○	—	○	—	選任される方の氏名・免状番号を確認できるものが必要となります(免状・技術者証のコピー等)。	
⑨ 給水装置工事事業者指定事項変更届出書(個人)(様式第十)	—	○	—	—	「住民票」の写し。 「誓約書」(様式第二)	
⑩ 給水装置工事事業者指定事項変更届出書(法人)(様式第十)	—	—	—	○	「登記簿謄本」又は「記載事項証明書」「定款」の写し。 「誓約書」(様式第二)	
⑪ 交付済指定給水装置工事事業者証	—	○	—	○	交付済事業者証の記載事項に変更がある場合	
⑫ 指定給水装置工事事業者証交付及び再交付申請書					交付までの日は、約2週間かかります。	
指定給水装置工事事業者 廃止・休止・再開届出書					(様式第十一)	

提出書類

- 新規申し込み(法人) ①②③⑤⑥⑦⑧⑫
 会社及び代表者の変更(法人) ③⑤⑥⑩⑪⑫
 新規申し込み(個人) ①②③④⑦⑧⑫
 事業所及び代表者の変更(個人) ③④⑨⑪⑫

※【変更手続きについて】 変更事項の発生してから約1ヶ月以内に手続きをして下さい。

【申請手数料】(指定給水装置工事事業者証交付時に申し受けます)

- ・ 指定の申請 14,000円
- ・ 再発行申請 300円

【申請場所】

箕面市上下水道局庁舎2階
 上下水道局水道工務室給水グループ 受付窓口
 電 話 (代表) 072-723-2121 内線3526
 電 話 (直通) 072-724-6758
 ファックス 072-722-7413
 〒562-0003 箕面市西小路3丁目1番8号
 URL <http://www.city.minoh.lg.jp/shisei/toiwase/water.html>